

法 学 号 外
平成 29 年 2 月 28 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 学 校 長
(幼・小・中・高・特・専・各) } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

ユネスコ「世界の記憶」(地域登録)の国内公募について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
なお、応募を希望される場合は、平成 29 年 5 月 15 日（月）までに文部科学省国際統括官付ユネスコ第三係宛て直接申し込み願います。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX 019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年2月23日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各 都 道 府 県 担 当 課
各 指 定 都 市 担 当 課

御中

文部科学省国際統括官付

ユネスコ「世界の記憶」（地域登録）の国内公募について（通知）

「世界の記憶」は、世界的に重要な記録物の存在及び重要性への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的としたユネスコの事業です。ユネスコが実施する国際登録のほか、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）等が実施する地域登録があります。

地域登録は、MOWCAP の審査に付されるのが1か国につき2件までと定められていることを踏まえ、日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会ユネスコ「世界の記憶」選考委員会は、我が国からの地域登録への推薦物件（2件以内）を選定するため、国内公募を開始しましたのでお知らせします。

ついては、本件について管内の市区町村、市区町村教育委員会に対しても御周知くださるようお願いします。

なお、国内の関心の高まりを受け、今回初めて地域登録に関する国内公募を行います。

また、ユネスコが実施する国際登録は、別途本年5月頃を目途に公募を実施予定です。

○添付資料

ユネスコ「世界の記憶」（地域登録）国内公募要領一式

○ユネスコ「世界の記憶」ホームページ

<http://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>

担当 文部科学省国際統括官付ユネスコ第三係 仙台、栗田
電話 03-5253-4111 (内線2557)





「世界の記憶」(地域登録) 国内公募要領

平成29年2月23日
 日本ユネスコ国内委員会
 文化活動小委員会
 ユネスコ「世界の記憶」選考委員会

留意点：本公募は、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）が実施する「地域登録」に対し、我が国からの推薦物件を選定するための国内公募である。ユネスコが実施する「国際登録」については、別途本年5月頃を目途に公募を実施するので留意すること。

1. 趣旨

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が実施する「世界の記憶（Memory of the World）」のうち、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）（以下「MOWCAP」という）が実施する地域登録について、日本ユネスコ国内委員会（以下「国内委員会」という）は、以下の要領で候補物件を公募する。なお、審査に付されるのは1か国につき2件までと定められていることを踏まえ、我が国からの地域登録への推薦物件（2件以内）を選定する。また、本公募は、2017年8月を目途にMOWCAPへ推薦する物件を募集するものである。

2. 「世界の記憶」の概要

ユネスコが発行する「ユネスコ『世界の記憶』記録遺産保護のための一般指針（以下「『世界の記憶』一般指針」という）」によれば、ユネスコ「世界の記憶」とは、「世界の人々の記録された集合的記憶、つまり人々の記録遺産」であり、「人間社会の思考の展開や発見、成果を表象する」、「現在および未来の世界共同体に残された過去の遺産である」として、ユネスコにおいて1992年に開始された。審査は2年に1回で、1か国からの申請は2件以内とされている。

国際諮問委員会（IAC）の勧告に基づきユネスコ事務局長が決定する国際登録のほか、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）等が決定する地域登録（1998年に開始）がある。

目的

- ・世界的に重要な記録物の保存を最もふさわしい技術を用いて促進すること。
- ・重要な記録物になるべく多くの人がアクセスできるようにすること。
- ・加盟国における記録物の存在及び重要性への認識を高めること。

3. 国際登録と地域登録の考え方の相違

- ・国際登録と地域登録に関して、ユネスコでは以下のとおり記載されている。
 - 「世界の記憶」一般指針 4.2.1 抜粋（仮訳）
 - 4.2.1 國際、地域、国内の各リストは、記録遺産の世界的な重要性の評価およびその影響は世界的、地域的または国内的のいずれであるかの評価に基づいて作成される。

- 上記を踏まえ、それぞれ以下のような申請が考えられる。

国際登録: 世界的な重要性を体現するものとして、例えば、世界の記憶に留めるべき日本の文書など、我が国として、積極的に世界に発信すべき普遍的価値を有する文書を申請していくことが考えられる。

地域登録: アジア太平洋地域における重要性という趣旨に鑑み、例えば、本地域における相互理解に資する、複数国間の国際交流や、他国に対する重要な人的貢献等に関する文書を積極的に申請していくことが考えられる。

<ユネスコにおけるアジア太平洋地域の範囲> (ユネスコのウェブサイトにリンク)

<http://www.unesco.org/new/en/unesco/worldwide/asia-and-the-pacific>

<過去の地域登録の例> (MOWCAP のウェブサイトにリンク)

<http://www.mowcapunesco.org/core-activities/regional-register/>

- それぞれの枠組は互いに独立しており、階層的なものではない。国際登録または地域登録のいずれかに登録された物件が、もう一方に登録を申請することも可能。

4. 公募の対象物件

「世界の記憶」の対象となる単体の記録物（※）又はその集合体であって、その全部又は一部が日本国内に存在するもの。

(※) 記録物とは、意図的に何かを「文書化」又は「記録」したものであって、具体例として以下のようなものがある。

具体例：手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、図面、地図、音楽、フィルム、写真等。

「世界の記憶」は、2か国以上が共同申請することができるが、このような共同申請案件は、我が国に割り当てられた2件の制限から除外されるため本公募の対象とはならない。したがって、共同申請案件については、直接 MOWCAP に申請すること。

<参考>

- 「世界の記憶」一般指針 4.3 拠粹（仮訳）

4.3.3 登録申請書は、どんな個人、または政府やNGOを含むどんな組織でも提出することができる。しかし、ユネスコ「世界の記憶」の関連リージョナル・コミッティまたはナショナル・コミッティがあれば、これらによる、またはこれらを通じた申請が、もしない場合は、関連のユネスコ国内委員会を通じた申請が優先される。また危機に瀕した記録遺産も優先される。原則として、こうした単独申請は、2年毎に1国につき2件に制限される。

4.3.4 加えて、コレクションが複数の所有者や保管者に分かれて存在する場合、2ヶ国以上が共同申請を行うことができる。こうした事前の連携が強く推奨される。こうした申請の件数や申請パートナーの数

には制限がない。ユネスコ「世界の記憶」のリージョナル・コミッティやナショナル・コミッティ、ユネスコ国内委員会およびNGOは、登録申請候補案件を特定し、提案書の作成において申請者を支援することが奨励される。

○ユネスコ「世界の記憶」登録の手引き 2 登録簿 抜粋（仮訳）

プロセスはどのようなものか？競争プロセスか？割り当てはあるか？手助けは得られるのか？

申請は競争プロセスではない。どの申請も、基準に照らして判断される。基準を満たすか満たさないかのいずれかである。

一般的に、今のところ各国または団体から受理される申請の数に総数制限はない。ユネスコ「世界の記憶」国際登録簿のみ、2年毎の各サイクルにおいて、1国につき2件という審査制限があるが、これは仕事の負荷を管理するための実際的な方法である。(3件以上の申請が来た場合は、優先順位を決めるよう、その国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティ、またはナショナル・コミッティがない場合はユネスコ国内委員会および／または関連のリージョナル・コミッティに依頼することになる。)但し、この制限は、複数の国の複数機関の協力による共同提案には適用されず、これは各加盟国の割り当てにはカウントされない。ユネスコは、国際協力を促進する。

5. 申請資格

当該物件に関する個人又は団体（所有者や管理者等）

6. 申請方法等

(1) 提出様式

国内公募へ申請する際の、申請書様式は以下の3種類。なお、用紙サイズはA4縦版、横書きとする。

- ・ユネスコ「世界の記憶」（地域登録）国内公募申請書の提出について（様式1）
- ・「世界の記憶」国内公募申請書（和文）（地域登録）（様式2）
- ・「Nomination Form」（国内公募申請書（英文））（地域登録）（様式3）

(2) 提出方法

以下のとおり、電子メール及び郵送等の両方により提出する。電子メールのみ又は郵送等のみの応募は申請と見なさない。

[1] 電子メール

- ・様式1、様式2及び様式3をWordファイルでメールに添付して下記「本件担当、連絡先」宛てに送信すること。なお、押印又は署名は必要ない。
- ・メールの件名は、「【申請者名】『世界の記憶』（地域登録）国内公募申請書」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が5MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

[2] 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・紙媒体で正本（押印又は署名入り）1部、副本20部を下記「本件担当、連絡先」へ送付すること。
- ・封筒に「『世界の記憶』（地域登録）国内公募申請書在中」と朱書きすること。
- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。

[3] その他

- ・申請書を受領した後の修正（差替え含む）は、認めない。また、提出された申請書は返却しないので申請者において控えを取ること。
- ・日本語、英語を含め、申請書作成の費用については、選定結果にかかわらず申請者の負担とする。

(3) 提出期限

平成29年5月15日（月曜日）18時00分必着

7. 選考及び結果通知

選考は、提出された申請書に基づいて、日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会ユネスコ「世界の記憶」選考委員会（以下「選考委員会」という）において、「ユネスコ『世界の記憶』国内公募における選考基準」（別紙1）に基づき行う（選考基準の解説については別紙2を参照のこと）。

選考結果については、平成29年7月（予定）、連絡担当者に対して通知する。なお、選考の途中経過等に関する問合せは一切受け付けない。

8. 選定件数

2件以内

9. 申請に当たっての留意事項

- ・選考委員会において選定した2件は、我が国からの推薦物件としての最終的な決定とする。

- ・現在ユネスコにおいて、「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう、専門家及び加盟国との間で制度改善に向けた議論が行われていることを踏まえ、本事業にそぐわない案件については、選考委員会として慎重に対応することとする。

○英文申請書の提出について

- ・国内公募への申請に当たっては、和文申請書（様式2）及び英文申請書（様式3）を併せて必ず提出すること。
- ・英文申請書は、日本の文化や風習、歴史等を知らない人が読んでも理解できるよう補足しながら記載されているか、留意すること。

- ・MOWCAP へ提出するのは英文申請書のみであることに留意すること。

○申請者と所有者・管理者との間の合意内容の確認について

- ・申請者が、申請物件の所有者もしくは管理者でない場合、申請者において、申請物件の所有者もしくは管理者との間で、当該資料の公開や管理等の方針について明確な合意を得た上で、当該合意の内容を、様式 2 及び 3 の「4. 3」に詳細に記載すること。

○ 申請書記載内容について

- ・申請書への記載内容について、国内公募申請の受理後、推薦物件の選定後、あるいは当該物件のユネスコへの申請後にかかわらず、本公募要領において定める事項及び「世界の記憶」一般指針で定める基本要件（真正性（authenticity）、唯一性（unique）・代替不可能性（irreplaceable）、世界的重要性（world significance））等を満たしていないことが判明した場合には、選考委員会として推薦を取り消すことがあり得る旨留意すること。

10. 選定後の選考委員会からの助言等

下記スケジュールにおける推薦物件の決定（平成29年7月（予定））の後、MOWCAP への申請書提出までの間、申請書の改善のため必要に応じて選考委員会から助言等を行うことがある。

11. 選考スケジュール

※以下は現時点での予定であり、多少の変更があり得る。

平成29年2月23日	公募開始
5月15日	公募締切
7月	選考委員会において推薦物件の決定、必要に応じて申請書の調整
8月末	MOWCAP への申請書提出（地域登録）
平成30年春頃	MOWCAP 総会での審査、登録の可否の決定

12. MOWCAP へ直接申請した場合の取扱い

MOWCAP へ直接申請した場合の取扱いについては、以下に規定されたとおりである。

○「世界の記憶」一般指針 4.3.3 抜粋（仮訳）

4.3.3 登録申請書は、どんな個人、または政府やNGOを含むどんな組織でも提出することができる。但し、ユネスコ「世界の記憶」の関連リージョナル・コミッティまたはナショナル・コミッティがあれば、これらによる、またはこれらを通じた申請が、もしない場合は、関連のユネスコ国内委員会を通じた申請が優先される。

13. 公表

申請締切後、申請された物件名称とその申請者を公表する予定である。また、選定後、選定された物

件名称とその申請者を公表する予定である。

1.4. 倫理規定

ユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会（IAC）及び登録小委員会（RSC）の倫理規定に準じ、選考委員会委員への働きかけは禁じられていることに留意すること。

< IAC/RSC 倫理規定 > (ユネスコのウェブサイトにリンク、該当箇所は P17、18)

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/review_mow_guidelines_and_companion_en.pdf

＜添付資料＞

- ・別紙1 ユネスコ「世界の記憶」国内公募における選考基準
- ・別紙2 ユネスコ「世界の記憶」国内公募における選考基準（解説）
- ・様式1 ユネスコ「世界の記憶」（地域登録）国内公募申請書の提出について
- ・様式2 「世界の記憶」国内公募申請書（和文）（地域登録）
- ・様式3 Nomination Form（国内公募申請書（英文））（地域登録）

＜参考情報＞

※次のホームページに掲載しています。

<http://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>

- ・ユネスコ 「世界の記憶」記録遺産保護のための一般指針（英語版）(Memory of the World: general guidelines to safeguard documentary heritage)
- ・ユネスコ 「世界の記憶」記録遺産保護のための一般指針（仮訳）
- ・ユネスコ 「世界の記憶」登録の手引（英語版）(Memory of the World - Register Companion)
- ・ユネスコ 「世界の記憶」登録の手引（仮訳）

【本件担当、連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省国際統括官付ユネスコ第三係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2557) FAX : 03-6734-3679

E-mail : jpnatcom@mext.go.jp

(メールで質問する際は、メールのタイトルを「【問合せ】ユネスコ『世界の記憶』国内公募（地域登録）について」とすること。なお、問合せについては、国内公募要領の申請書における記載内容についてのみ対応可能であり、申請書の内容の改善等、その他の事柄に関する問合せは一切受け付けない。)

日本ユネスコ国内委員会
文化活動小委員会
ユネスコ「世界の記憶」選考委員会
平成29年2月23日

ユネスコ「世界の記憶」国内公募における選考基準

我が国からユネスコに申請するユネスコ「世界の記憶」の物件は、ユネスコの「ユネスコ『世界の記憶』記録遺産保護のための一般指針（以下「『世界の記憶』一般指針」という）」に基づいて定める本選考基準に従い、日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会ユネスコ「世界の記憶」選考委員会において選考の上、国際登録2件以内及び地域登録2件以内を選定する。

1. 基本要件

選定する物件は、ユネスコ「世界の記憶」の対象となる物件^(注)であり、「『世界の記憶』一般指針」に基づき定める以下の事項に照らし、世界的重要性や世界への影響力が明確に示されているものでなければならない。

なお、(3)の世界的重要性については、国際登録、地域登録のそれぞれの枠組について、以下の観点に立って審査を行うものとする。

(1) 真正性があること

由来や所有履歴が分かっており、模造品、偽造品、偽文書等ではないこと。

(2) 唯一性、代替不可能性があること

ある時代や文化圏において、歴史的に大きな影響を及ぼしたものであり、その喪失又は劣化が人類にとって重大な損害となること。

(3) 以下の事項のうち一つ以上に関連して世界的重要性が示されていること。

① 時代

特定の時代を喚起させるものであること。

② 場所

世界あるいはアジア太平洋地域の歴史や文化にとって重要な場所に関するものであること。

③ 人

重要な個人や集団の影響や、人類の行動、社会、産業、芸術、政治等の重大な変化を示すものであること。

④ 題材とテーマ

歴史的又は知的な発展を代表する題材やテーマに関するものであること。

⑤ 形式及び様式

形式や様式が、美的又は産業的に見て顕著なものであること。

⑥ 社会的・精神的・コミュニティ的な意義

現代の人々に対して心理的支配力を持つものであること。

※国際登録：世界的な重要性を体現するものとして、例えば、世界の記憶に留めるべき日本の文書など、我が国として、積極的に世界に発信すべき普遍的価値を有する文書を申請していくことが考えられる。

※地域登録：アジア太平洋地域における重要性という趣旨に鑑み、例えば、本地域における相互理解に資する、複数国間の国際交流や、他国に対する重要な人的貢献等に関する文書を積極的に申請していくことが考えられる。

<ユネスコにおけるアジア太平洋地域の範囲>（ユネスコのウェブサイトにリンク）

<http://www.unesco.org/new/en/unesco/worldwide/asia-and-the-pacific>

2. 選考に当たって考慮する事項

選考に当たっては以下の事項も考慮する。

(1) 希少性

その内容又は外形が、その種類又は時代を代表する数少ない残存例であること。

(2) 完全性

当該物件を構成すべき部分が全て含まれた完全なものであること。

(3) 公開性

合理的な方法により一般へのアクセスが担保されていること（デジタル化の状況や計画を含む）。

(4) 所有者、管理者との協議

申請者が所有者、管理者でない場合、「世界の記憶」一般指針も踏まえ、当該物件の所有者及び管理者との間で、当該資料の公開や管理等の方針について明確な合意が得られていること。

(5) 管理計画

保存とアクセス提供のための現実的な管理計画が示されていること。

（注）ユネスコ「世界の記憶」の対象となる物件

ユネスコ「世界の記憶」の対象となる物件の定義は以下のとおり（「『世界の記憶』一般指針」も参照のこと）。

- ・移動可能である（ただし、碑銘や岩窟壁画など移動不可能な記録もある。）
- ・記号や符号、音声及び／又は画像で構成される
- ・保存可能である（媒体は無生物）
- ・再現可能及び移行可能である
- ・意図的な文書化プロセスの産物である

例：手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、図面、絵画、地図、音楽、フィルム、写真等。

※ 美術品等の再現不可能な「オリジナル」としてデザインされたものは除く。

日本ユネスコ国内委員会
文化活動小委員会
ユネスコ「世界の記憶」選考委員会
平成29年2月23日

ユネスコ「世界の記憶」国内公募における選考基準（解説）

この解説は、「ユネスコ『世界の記憶』国内公募における選考基準」の内容の理解を助けるために、ユネスコの「ユネスコ『世界の記憶』登録の手引」の中から例示等を抜粋するとともに説明を加えたものである。

1. 基本要件

(3) 以下の事項のうち一つ以上に関連して世界的重要性が示されていること。

①時代

例：「ボアズキヨイのヒッタイトの楔形文字の粘土板」トルコ
(ヒッタイト文明に関する唯一の現存記録)
「トゥール・レンス記録文書」カンボジア
(クメール・ルージュ支配下のカンボジアの政治犯収容所に由来する写真と文書)

②場所

例：「ベルリンの壁の建設と崩壊および1990年の2プラス4条約」ドイツ
(冷戦を象徴するベルリンの壁に関する資料等)
「ナハル・エル・カルブの記念石碑」レバノン
(古代エジプトから現代に至るまでの軍隊が残したレバノンの川岸にある石碑)

③人

例：「コンスタンティン・コレクション」トリニダード・トバゴ
(アフリカ系として初めて英國貴族院議員となったレアリー・コンスタンティンに関する記録)
「ニコラ・テスラの記録文書」セルビア
(多相系の発明により文明の発展に顕著な貢献を果たした科学者ニコラ・テスラに関する記録)

④題材とテーマ

例：「カール・ベンツのガソリン自動車特許」ドイツ
(個人移動の端緒となったガソリン・エンジンによる自動車の特許)
「人権に関する記録遺産（1976-1983）」アルゼンチン
(コンドル作戦として知られる国家による人権や基本的自由の侵害に関する記録)
「トゥール・レンス記録文書」カンボジア
(クメール・ルージュ支配下のカンボジアの政治犯収容所に由来する写真と文書)
「ドミニカ共和国における人権のための抵抗と闘争の記録遺産（1930-1961）」

ドミニカ共和国

(ラファエル・トルヒーヨ政権下の非道行為と民主主義抵抗運動の記録)

⑤形式及び様式

例：「古代ナシ族トンバ文字写本」中国

(特殊な紙と筆を用いた原始的書法による象形文字文献)

「山本作兵衛コレクション」日本

(実際に炭鉱で働いた経験を基に素朴派のスタイルで描かれた絵画と説明)

⑥ 社会的・精神的・コミュニティ的な意義

例：コーランの彩飾写本、キリスト教の聖書、仏教經典

2. 選考に当たって考慮する事項

(1) 希少性

例：残存数が少ない「希少本」

(2) 完全性

例：紙の記録の場合で一部のページが破損・脱落等していないこと。一連の資料群のうち一部が欠落していないこと。

(様式 1)

2017年実施 地域登録国内公募用

平成 年 月 日

日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会
ユネスコ「世界の記憶」選考委員会委員長 殿

〒

住 所

機関名・職名 (団体の場合のみ)

氏 名 (記名押印又は署名)

ユネスコ「世界の記憶」(地域登録)国内公募申請書の提出について

下記申請案件に係るユネスコ「世界の記憶」(地域登録)国内公募申請書を、様式2及び様式3のとおり提出します。

記

1. 申請案件名:

2. 申請者名:

3. 申請書提出に当たってのチェックリスト:

申請書一式の提出に際し、以下に該当することを確認の上、チェックすること。

確認事項		確認
1	提出書類に不備はないか。	<input type="checkbox"/>
2	申請物件を「世界の記憶」に申請することについて、及び登録後の公開や管理等の方針について、申請者、所有者、管理者(、その他関係者)の間で合意がなされているか。 ※合意内容について、様式2及び3の「4. 3」に詳細に記載すること。	<input type="checkbox"/>
3	申請書の記載内容について、基本要件(真正性、唯一性・代替不可能性、世界的重要性)を満たしていることを確認したか。	<input type="checkbox"/>

4. 連絡担当者 :

所属	
氏名 (ふりがな)	
住所	〒
電話	
電話 (緊急連絡先)	
FAX	
E-mail	

※本様式は、MOWCAP事務局作成の申請書様式（原文英語）を一部修正の上和訳したもの。

※斜体で書かれた部分は記入ガイドである。提出時には削除すること。

※この様式は日本語で作成すること。

ユネスコ「世界の記憶」(地域登録)国内公募申請書

申請案件名：

1 要約

申請する記録物の簡単な説明とこれを提案する理由を述べること。申請している記録物の特質、唯一性、重要性を強調すること。

2 申請者の詳細

2. 1 申請者(人又は団体)の名称

2. 2 申請する記録物との関係

2. 3 連絡担当者

2. 4 連絡先の詳細

氏名：

住所：

電話：

F A X：

メール：

3 申請する記録物の詳細

3. 1 記録物またはコレクションのタイトル

3. 2 目録又は登録詳細

3. 3 記録物の写真やビデオ。記録物のデジタル写真を少なくとも3つは提供すること。提供した写真は「世界の記憶」推進のためにMOWCAP事務局にて使用される。写真の使用を希望しない場合は、その旨を明記すること。

3. 4 来歴／出所

3. 5 参考文献一覧

3. 6 申請物件の価値及び出所について専門知識を持つ最大 3 名／か所の人又は団体の名称、資格及び連絡先の詳細

名前	役職	連絡先
1		
2		
3		

私は、上記の専門家から、氏名と連絡先がユネスコ「世界の記憶」地域登録申請に関する使用されることについて、またウェブサイト上に氏名を公開することについて、書面による了承を得ています。(連絡先詳細はウェブサイトで公開しない、また第三者に開示されることはない。)

氏名 :

日付 :

4 法的情報

4. 1 記録物の所有者(名前及び連絡先詳細)

名前 :

住所 :

電話 :

FAX :

メール :

4. 2 記録物の管理者(所有者と異なる場合は名前及び連絡先詳細)

名前 :

住所 :

電話 :

FAX :

メール :

4. 3 法的状況

記録物の保全に関する法律上及び管理上の力について詳細を記載すること。

4. 4 アクセス可能性

申請物件へのアクセス方法について説明するとともに、全てのアクセス制限を明確に示すこと。

4.5 著作権の状況

申請物件の著作権の状況について説明すること。

5 選定基準に照らした評価

5.1 真正性

記録物は見かけどおりのものであるか？ 身元や起源は確実にわかっているか？

5.2 世界的な重要性

当該記録は唯一かつ代替不可能であり、それが失われることは、人類遺産を貧弱化させ有害であるか？それは長期的、及び／又はアジア太平洋地域の特定文化圏内に多大な影響を及ぼしたか？ それはある種の代表物であって、全く同一のものはないか？ 歴史の流れに多大な（プラス又はマイナスの）影響があったか？

5.3 比較的基準

当該記録は以下の審査項目のいずれかについて、世界的な重要性を有するか？（少なくとも一つを満たさなければならない。）

①時代

当該記録はその時代（危機の時代、重大な社会的・文化的変化の時代など）を代表するものであるか？ 新たな発明を象徴するか？あるいは「世界初」のものか？

②場所

当該記録はアジア太平洋地域の歴史や文化において重要な場所に関する決定的情報を含むか？例えば、その場所自体が当該記録によって代表される出来事や現象に重要な影響を及ぼしたか？ 消滅した物理的環境や都市又は施設を描写するものか？

③人々

当該記録物は、人間の営みや社会、産業、芸術又は政治の発展の重要な側面を反映した社会的及び文化的状況にある人々に関係しているか？それは重要な又は特定の個人又は集団の役割や影響を反映しているか？

④題材・テーマ

当該記録の題材は、自然、社会及び人文科学、あるいは政治学、イデオロギー、スポーツ又は芸術における特定の歴史的又は知的発展を象徴しているか？

⑤記録形態

当該記録には卓越した美的、様式的又は言語的価値があり、ある種の体裁、慣習又は媒体の典型例であるか、あるいは、消滅したか又は消滅しつつある単体又は形式であるか？

6 関連情報

希少性

当該記録物の内容や物理的性質は、その種類や時代の希少な残存例であるか？

完全性

物理的な残存期限の中で、当該記録物は完全か一部か？変更されたか、または損傷しているか？

脅威

残存している記録物は危険な状態ではないか？安全が確保されている場合は、その状態を維持するために注意を払う必要があるか？脅威の性質と範囲を記述すること。

スペースが足りない場合は、別で文書を添付すること。

7 保全及びアクセス管理計画

この記録物のための管理計画は存在するか？保全及びアクセスの維持のための戦略はあるか？

あり・なし

ある場合は計画の概要を記述又は添付する。ない場合は当該資料の現在の保管管理状況の詳細を添付する。

8 その他の情報

この記録物のユネスコ「世界の記憶」地域登録簿への記載を後押しするその他の情報があれば詳述すること。

(様式3)

Year	Name of documentary heritage	Page no.



MOWCAP
UNESCO Memory of the World
Regional Committee for Asia/Pacific

Nomination form
Asia/Pacific *Memory of the World*
Register (revised October 2016)

(Nominations must be received by 31 August 2017 for consideration for inscription in 2018)

Office Use Only	
ID code:	Item or collection short title:
Institution / Owner:	Country or countries

Introduction

Information on the Asia Pacific Memory of the World Programme can be found at
www.mowcapunesco.org

This form should be used to nominate items to the Asia/Pacific *Memory of the World* Register. It sets out the range of information needed. Nominations should be expressed in clear concise language and lengthy submissions are not required.

Supplementary data may be attached. Please clearly label and number every page in the boxes provided.

Year	Name of documentary heritage	Page no.

You should read the *Guidelines* for nominating items and collections to the Asia/Pacific Memory of the World Register. These are available at <http://www.mowcapunesco.org/core-activities/register/nominations/>

Nominees can also look at the current International Memory of the World Register <http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/memory-of-the-world/register/> to see examples of completed nomination forms. Note that the MOWCAP form is not a copy of the international form.

Completed nomination forms should be sent by email to MOWCAPinfo@gmail.com. The secretary-general will confirm receipt of nominations by email.

If you need to provide large files such as those for moving images then send to the following address:

MOWCAP Secretary General,
G.P.O Box 8374
Hong Kong

No material will be returned and will become the property of MOWCAP.

There is a [contact form](#) on the website which should be used if you have any questions. Please keep a copy of your submission for your records and in case we need to contact you.

Please note: nomination forms will be put on the website prior to a decision being made about whether or not they will be inscribed on the register.

Mr Li Minghua
Chair, MOWCAP

Year	Name of documentary heritage	Page no.

Nomination form

Asia/Pacific *Memory of the World* Register nomination form

Part A: Essential information

1 Summary (max 100 words)

Give a brief description of the documentary heritage being nominated, and the reasons for proposing it. Highlight the nature, uniqueness and significance of the nominated documentary heritage.

2 Nominator

2.1 Name of nominator (person or organisation)

2.2 Relationship to the nominated documentary heritage

2.3 Contact person(s)

2.4 Contact details

Name	Address
------	---------

Telephone	Facsimile	Email
-----------	-----------	-------

Year	Name of documentary heritage	Page no.

3 Details of the Nominated Documentary Heritage

3.1 Title of documentary heritage item or collection

3.2 Catalogue or registration details

3.3 Photographs or a video of the documentary heritage. At least three digital photographs of the documentary heritage should be provided. By providing the photos you are agreeing that they can be used by MOWCAP for the purposes of promoting Memory of the World e.g. newsletters, website etc. Please note on the form if you do not wish MOWCAP to use the photos for publicity or promotional purposes.

3.4 History/Origin/Background/Provenance

3.5 Bibliography

3.6 Names, qualifications and contact details of up to three independent people or organisations with expert knowledge about the values and provenance of the documentary heritage.

Name	Qualifications	Address

Year	Name of documentary heritage	Page no.

Name	Qualifications	Address
------	----------------	---------

I assert that the above named referees have given their written permission for their names and contact details to be used in connection with this nomination for the Asia/Pacific *Memory of the World Register*, and their names to appear on the website. (Contact details will not appear on the website or be disclosed by the MOWCAP to any third party).

Signature	Full name (Please PRINT)
-----------	--------------------------

Date

4 Legal information

4.1 Owner of the documentary heritage (name and contact details)

Name	Address
------	---------

Telephone	Facsimile	Email
-----------	-----------	-------

4.2 Custodian of the documentary heritage (name and contact details if different from the owner)

Name	Address
------	---------

Telephone	Facsimile	Email
-----------	-----------	-------

4.3 Legal status

Details of legal and administrative powers for the preservation of the documentary heritage

Year	Name of documentary heritage	Page no.

4.4 Accessibility

Describe how the item(s) / collection may be accessed

All access restrictions should be explicitly stated below:

4.5 Copyright status

Describe the copyright status of the item(s) / collection

5 Assessment against the selection criteria

5.1 First criterion: authenticity. Is the documentary heritage what it appears to be? Has its identity and origin been reliably established?

Year	Name of documentary heritage	Page no.

5.2 Second criterion: world significance. Is the documentary heritage unique and irreplaceable, something whose disappearance or deterioration would constitute a harmful impoverishment of the heritage of humanity? Has it created a great impact over a span of time and/or within a particular supra-national cultural area of the region? Is it representative of a type, but it has no direct equal? Has it had great influence – whether positive or negative – on the course of history?

5.3 Third, world significance must be demonstrated in meeting one or more of the following criteria. Because significance is comparative, these criteria are best illustrated by checking them against items of documentary heritage already inscribed (for example) on the International *Memory of the World Register*:

Time: Is it especially evocative of its time (which may have been one of crisis, or significant social or cultural change; it may represent a new discovery or be the “first of its kind”)

Place: Does it contain crucial information about a locality important in the history of the region and its cultures? Or did the location have an important influence on the events or phenomena represented by the documentary heritage? Or is it descriptive of physical environments, cities or institutions since vanished?

Year	Name of documentary heritage	Page no.

People: Is it related to people in a social and cultural context that reflects significant aspects of human behaviour, or social, industrial, artistic or political development. It may reflect the important roles and impact of key or certain individuals or groups.

Subject and theme: The subject matter may represent particular historical or intellectual developments in natural, social and human sciences, politics, ideology, sports and the arts.

Form and style: The item(s) may have outstanding aesthetic, stylistic or linguistic value, be a typical or key exemplar of a type or presentation, custom or medium, or of a disappeared or disappearing carrier or format.

6 Other matters taken into account: rarity, integrity and threat

Rarity Does the content or physical nature of the documentary heritage make it a rare surviving example of its type or time?

Year	Name of documentary heritage	Page no.

Integrity Within the natural physical limitations of carrier survival, is the documentary heritage complete or partial? Has it been altered or damaged?

Threat Is its survival in danger? If it is secure, must vigilance be applied to maintain that security? Detail the nature and scope of threats.

Attach a separate statement if space is insufficient!

7 Preservation and Access Management Plan

Is there a management plan in existence for this documentary heritage? Are there strategies to preserve and provide access to it?

YES NO

If yes, describe or attach a summary of the plan. If no, please provide details about current method of storage and custody of the materials.

8 Any other information

Please provide any other information that supports the inclusion of this item(s) / collection on the Asia/Pacific *Memory of the World* Register.

Attach a separate statement if space insufficient.

Year	Name of documentary heritage	Page no.

9 Checklist

Nominees may find completing the following checklist useful before sending the nomination form to MOWCAP.

- MOWCAP website reviewed
- Introduction read
- summary completed (maximum 100 word) (section 1)
- Nomination and contact details completed (section 2)
- If this is a joint nomination, section 2 appropriately modified
- Documentary heritage identified (sections 3.1 – 3.3)
- History/Origin/Background/Provenance completed (section 3.4)
- Bibliography completed (section 3.5)
- Names, qualifications and contact details of up to three independent people or organizations recorded (section 3.6)
- Declaration signed and dated that all referees have given their written permission for their names to appear on the MOWCAP website (section 3.6)
- Details of owner completed (section 4.1)
- Details of custodian – if different from owner - completed (section 4.2)
- Details of legal status completed (section 4.3)
- Details of accessibility completed (section 4.4)
- Details of copyright status completed (section 4.5)
- Evidence presented of authenticity (section 5.1)
- Evidence presented of world significance (section 5.2)
- Evidence presented against one or more additional criteria (section 5.3)
- Information presented on rarity, integrity and threat (section 6)
- Summary of Preservation and Access Management Plan completed. If there is no formal Plan provide details about current and/or planned access, storage and custody arrangements (section 7)
- Any other information provided - if applicable (section 8)
- Sample photographs or VDO prepared for MOWCAP use (if required)
- Printed copy of Nomination Form made for organisation's records
- Electronic copy of Nomination Form made for MOWCAP use (if required)